

見附市立新潟小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

見附市立新潟小学校

はじめに

この見附市立新潟小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

〔参考〕新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月公布）
新潟県いじめ防止基本方針（令和3年7月改定）
新潟県いじめ対応総合マニュアル小・中学校編（令和3年8月改定）
見附市いじめ防止等のための基本的な方針（令和7年3月改定）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進する。

（2）いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法の第2条より）

（3）いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものである。（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条より）

（4）学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

当該組織は、いじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

（1）構成員及び組織

＜別紙1「緊急問題発生時の体制」参照＞

(2) 役割内容

- ア) 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正等
- イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ウ) 児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- オ) いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
情報の迅速な共有、関係ある児童への時事関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携等。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 授業改善、分かる授業の実施
授業の中で子ども同士が関わる場を工夫し、関わることで学習意欲を高める。
・自分の考えを書き、伝え合うことで考えを深める。
- ② 道徳教育の充実
子どものよさを認め、褒め、励まし続ける（オンリーワン）。
・自分に自信をもち、主体的に取り組む子を育てる。
・「獅子舞活動」や地域での体験活動を通して郷土を愛する心情を養う。
・清掃、花壇の世話、奉仕作業等を通して互いに認め合い、助け合い励まし合いながら実践しようとする態度を育てる。
・植栽活動、エコ活動を推進し、環境に対する意識を高め、実践しようとする態度を育てる。
- ③ 人権教育、同和教育の推進
お互いのよさを認め合い尊重し合い、自分も友達も大切にしようとする態度を育てる。
- ④ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
学校や家庭の中での自分の役割に責任をもって実行しようとする態度を育てる。
・係活動、委員会活動の中での仕事の分担、実践力の育成
・縦割り班活動の中でのリーダーシップ、メンバーシップ力の育成
- ⑤ 児童による主体的な取組
全校や縦割り班での活動の推進
プロジェクト委員会による絆を深める活動を実施（年2回の「絆集会」の実施）。
「新潟小花いっぱい活動」にかかわる活動等
- ⑥ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
学習の中で、必要な情報を収集・整理し、活用していく力を育てる。
・インターネット等の適切な使い方及び情報モラルについて、適切に指導する。
・5, 6年児童及び、保護者対象にネットトラブル防止のための教室を行う。

(2) 早期発見のための取組（いじめの認知）

- ① 定期的なアンケート等の実施（月1回）
- ② 教育相談の実施と充実
Q・U検査とあわせて年2回実施する。
- ③ ノート、作文、日記等の活用
- ④ 相談、連絡窓口の設置と周知
- ⑤ 日頃からの児童生徒の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり
（校内研修等による、教職員の資質、力量の向上）
- ⑥ 家庭・地域と学校の連携強化
（保護者との情報の共有、地域からの情報の収集）
- ⑦ 当該児童との人間性に留意して「いじめ」に該当するか否かの第一次判断を行う。

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

① 指導の原則

- ・問題の発見・解決・予防には一刻、一瞬を大切にして、即時対応する。
- ・解決の方向は、対策委員会による。
- ・「問題」には、全教職員が解決の方向を理解し、一致して当事者として誠実に対応する。
- ・「問題」が発生したら、「解決」するまで、随時チェックを行う。「解決」の確認には、校長が当たる。
- ・事例を生かし、未然防止の対策を検討する。

② 組織的な対応による事実確認

- ・いじめられている子どもの保護
- ・いじめをしている子どもへの指導
- ・いじめられている子どもの保護者への対応
- ・いじめをしている子どもの保護者への対応
- ・その他の児童生徒への対応

③ 市教委への報告、指導・支援による対応

- ・保護者、関係機関、専門機関と連携する
- ・特に犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

① 保護者・地域との連携による取組

- ア) P T A及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
- イ) 学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
- ウ) 登下校見守り、学校運営協議会、教育活動の協力者等からの定期的な情報収集

② 保護者・地域への意識啓発

- ア) P T A総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者の責務等について伝え、意識啓発を行う。
- イ) 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を年間1回実施する。
- ウ) 「絆集会」や「いじめ見逃しゼロスクール集会」の様子を保護者及び地域住民にたよりで周知する。
- エ) いじめが犯罪行為に相当し得えると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ周知する。

(5) 関係機関等との連携

① 中学校区幼保小中の連携強化

- 学期1回、小中連絡会を開催し、情報交換を行う。
- 小中連携あいさつ運動を実施する。

② スクールカウンセラーの積極的な活用

③ 地域の民生児童委員、主任児童委員等との定期的な情報交換

④ 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター、長岡少年サポートセンター等との連携

- ※学校と警察との連携については、日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校、警察において、連絡窓口となる担当職員をおく。（生活指導主任）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ電話で報告するとともに所定の様式で報告し、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ア) 学校が調査主体となる場合
 - ・組織による調査体制を整える。
 - ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を見附市教育委員会に報告する。
 - ・見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
 - イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合
 - ・学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出等、調査に協力する。

5 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

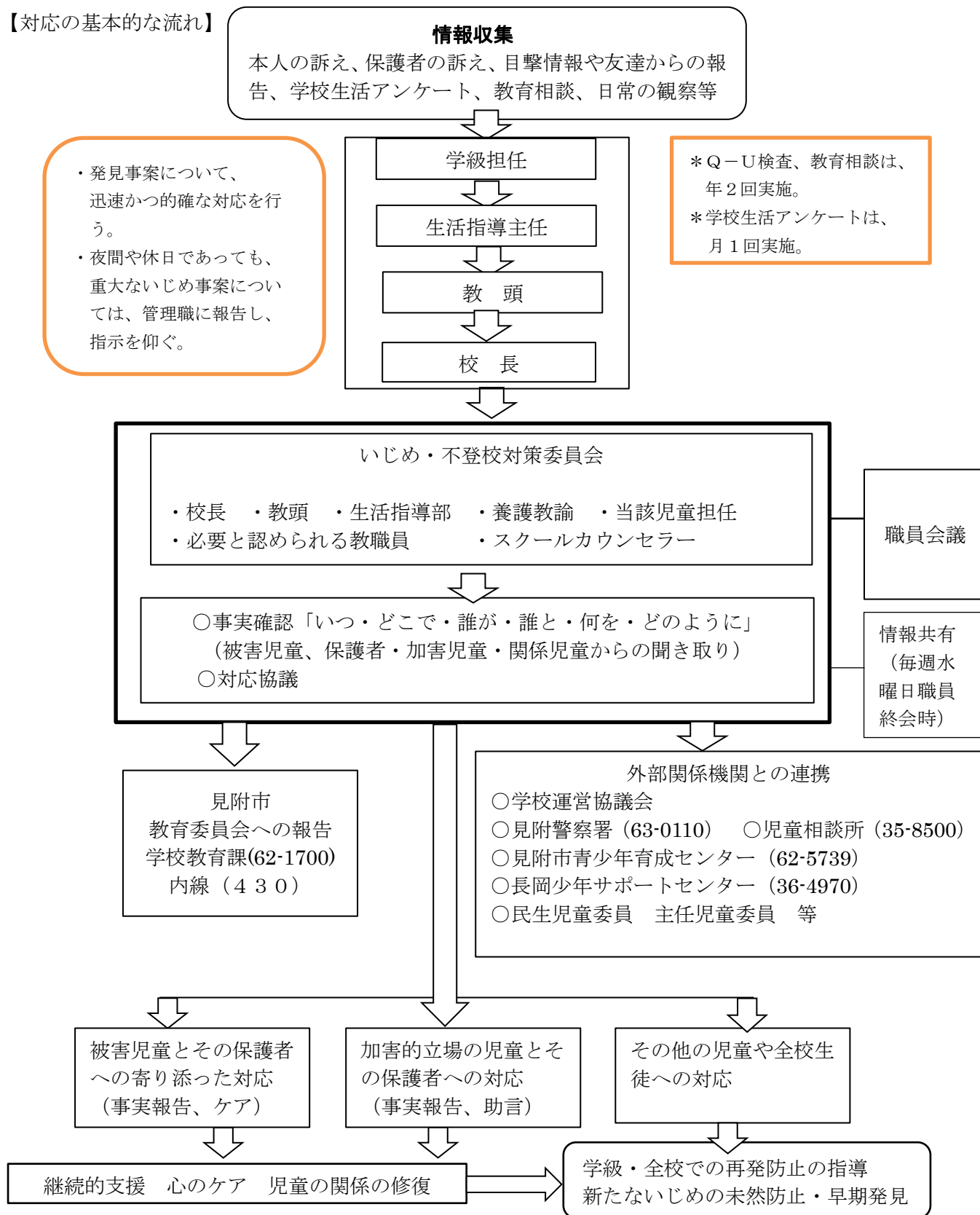
P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、国や県、市の動向を見据え、学校運営協議会における意見を踏まえ、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

緊急問題発生時の体制

【対応の基本的な流れ】



- 1 問題発生 の 情報 を 得 た 担任 は、その日のうちに校長・教頭・教務主任、生活指導主任に報告をする。
- 2 必要と校長が判断した場合は、いじめ不登校対策委員会(校内)を開く。
- 3 問題の状況及び対応方針は、全職員に示す。
- 4 いじめの解消は、①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
②被害者が心身の苦痛を感じていないこと の2つの要件が満たされている必要がある。